

第456回 石川地方最低賃金審議会 議事録

開 催 日 時		令和7年3月13日 木曜日 9時25分～10時10分				
開 催 場 所		金沢駅西合同庁舎6階 共用第1会議室				
出席委員	公益代表委員	栗田 真人	木村 弘	田中 英男	長澤 裕子	舟橋 秀明
	労働者代表委員	徳本 喜彰	増田 明朗	南 芳雄	村上 和幸	
	使用者代表委員	眞田 昌則	敷波 利子	橋本 政人	深見 正裕	山下 活博
	欠 席 委 員	労働者代表委員 山田とき美				
	事 務 局	八木労働局長	細貝労働基準部長			
南出賃金室長		石間補佐	植田労働基準監督官	春名賃金調査員		
議 題	<p>1.開会</p> <p>2.議題</p> <p>(1) 令和7年度 特定（産業別）最低賃金の改正申出の意向確認について</p> <p>(2) 令和6年度 石川地方最低賃金審議会 開催状況ほか</p> <p>3.閉会</p>					
議 事 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 別紙のとおり 					

令和6年度 第456回石川地方最低賃金審議会 議事録

令和7年3月13日（木）

9時25分～10時10分

金沢駅西合同庁舎6階 共用第1会議室

【栗田会長】 定刻より早いのですが出席予定者の方お揃いですので、開会をしたいと思います。第456回石川地方最低賃金審議会を開会いたします。事務局は、審議会の成立状況について報告してください。

【事務局】補佐 本日は、労働者代表の山田委員からご欠席との連絡をいただいております。現在、15名中14名のご出席で、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定数委員の3分の2以上、又は、公労使各委員の3分の1以上に達していますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。また、本日の審議会は公開となっており、傍聴希望者は、2名でございます。それでは、議事に入ります前に、八木石川労働局長からご挨拶をさせていただきます。

【事務局】局長 おはようございます。委員の皆様には、年度末のお忙しいところ、本年度最後となる石川地方最低賃金審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本年度の最低賃金、みなさまご承知の通りでございますが、昨年発生した能登半島地震の影響もありまして、厳しい環境の中で、委員の皆様方には真摯にご審議をいただいた結果なのかなと思っております。県最賃については51円、また特定最賃については40円から45円の改正引上げという、過去最高の引上げ金額となったところでございます。改めて感謝申し上げたいと思います。また昨日も、政府と労働界、経済界、三者による政労使会議も開催されたところでございます。石川からは大手の賃上げの流れを中小企業にも広げていくという話とともに政策を総動員して適切な価格転換や生産性向上などにも取り組んでいくという考え方を示されたところでございます。最低賃金についても重要な一つの項目になるのかなと思っております。石川労働局といたしましても、先月には石川政労使会議を開催したところで

ございますし、また改正最低賃金の周知、及び中小企業の皆様にご利用いただける最低賃金引上げ支援策の周知を図っているところでございます。また1月からは、県内の労働基準監督署においても、最低賃金の履行確保に係る監督指導を集中的に実施し、事業場に対する是正指導等を行っているところでございます。

本日の会議でございますが、令和7年度特定産別の最低賃金の改正申出の意向について、関係労使の間においてその内容等をご了知いただき、来年度における円滑な改正審議に向けて、意思疎通を図って頂くと言うことを予定しているところでございます。

委員の皆様には、引き続き石川労働局の行政運営にご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます、私からのごあいさつといたします。

どうかよろしくようお願い申し上げます。

【栗田会長】 本日の議事録確認者を指名したいと思います。

公益委員側は私が行います。労働者側は南委員、お願いします。使用者側は橋本委員、お願いします。

それでは、議題（1）の「令和7年度特定(産業別)最低賃金の改正申出の意向確認について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】補佐

それでは配布させていただきました資料をご覧ください。1ページと下の方に印字してるところでございます。特定最低賃金の改正につきまして令和7年度の改正の申出をする意向がございますということで、この1ページでございます5件の特定最低賃金について労働者側の方から意向表明がございました。上から略称で申し上げますと繊維、2項目目は一般機械、3項目目は自動車、4項目が電気機械、5項目目が百貨店総合スーパーマーケットということになっております。ご案内でございますが、百貨店総合スーパーマーケットにつきましては、今年度の審議課程におきまして、件名が変わっておるところでございますので、ご了知いただければと思います。それぞれ出てきております意向表明書面でございますが、2ページから6ページにかけてその写しをつけてございます。ご確認いただければと思います。

【栗田会長】 ただいまの事務局からの説明について、質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

ご質問等が無いようですので、労働者側委員から補足のご意見等ありました

からお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

大丈夫でしょうか。

次に、使用者側委員の方からのご意見などございましたらお伺いしたいと思いますのですがいかがでしょうか。

無いようですので、本日は、5件の特定最低賃金の改正申出の意向表明があったということをご了知いただきたいと思います。事務局は、その他の資料の説明をお願いします。

【事務局】補佐

それでは資料の7ページのご説明をさせていただきます。こちらにございます表は令和6年度の特定最低賃金の適用を受ける労働者、使用者の数を一覧として表にまとめてございます。

今年度この適用労働者数でございますが、この数字の基になりますのは経済センサスと言われるものなのですが、昨年用いてございました表と今年度用いております統計数字の発行元の方で、速報値が確定値に変わったというところの変更がございまして、若干数字に変動が見られてるところでございますが、この適用労働者数が申出いただく際の母数、分母数になるというところでございますので、ご留意いただければと思います。次に8ページでございます。7ページでご覧いただきました適用労働者数が、それぞれ申出する際の全体数、母数となるわけでございますけれども、特定最低賃金の改正について実際に申出をいただくという時にはですね、申出の要件というものが規定されてございますので、8ページの方にその要件をまとめてお示しをさせていただいております。労働協約ケースの場合、公正競争ケースの場合、上下二段で分かれてございますけれども、お考え方としては最終的には同じようなことになってございまして、適用労働者数が、新しく特定最低賃金を決定して欲しいという新設の申出をする場合には1/2、改正の申出をする場合には1/3という規定がございまして、表で言うと右側中段あたりでございますが、改正廃止する場合の申出要件ということと書いてございまして、基幹的労働者の概ね1/3以上が労働協約の適用を受けること、ということが条件になっております。もう一つ、当事者間により行われる申出であるということがございますが、その疎明資料を添付して申し出をしていただくということになるかと思っております。公正競争ケースについても同じく改正の時には1/3ということで規定がされているところでございます。

【事務局】 室長

私の方から、特定最低賃金とはということで本日資料の9ページでございますが、簡単にご説明させていただきます。特定最低賃金（最低賃金法第15条から第19条）は、企業内の賃金水準を設定する際の、労使の取り組みを補完するものであるということ。産業、または職業ごとに適用されます。適用する対象使用者や適用対象労働者が細かく規定されております。その決定は労使のイニシアティブにより決定されます。法令上全ての都道府県に特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はございません。あくまで各地域各都道府県の労使の意向によって定められているものでございます。特定最低賃金は地域別最低賃金より高い金額で決定するものでなければなりません。これは法第16条で規定されているところです。申出後の調査審議の途中で申出内容における決定、または改正額が地域別最低賃金を下回った場合についても決定または改正はできません。労働協約ケースにおける特定産業別最低賃金の決定は関係労使が合意した協約額を基礎として、労働協約最下限額を上回る決定はできません。

公正競争の場合も労働協約ケースとの均衡に鑑み同様の取り扱いとなっております。なお、改正の申出につきましては、概ね今年の7月末を目途に申出書の提出をお願いしたいというところでございます。

【栗田会長】

ありがとうございました。

特定最低賃金は今ご説明にあったように関係労使の合意が基本となっております。今の事務局からのご説明内容にご留意いただきまして、来年度の特定最低賃金の改正審議に向け引き続き関係労使間での意思疎通が一層図られますようお願いをいたします。なお、今年度における特定最低賃金の審議過程におきましては、労使各側の委員から大変貴重なご意見をいただいております。本日まで確認いただきました5件の特定最低賃金についての改正申出意向を受けまして、来年度における特定最低賃金の改正審議が円滑に進められますよう今後の審議の進め方、あり方などにつきまして、この後、本年度2回目となります運営小委員会を開催し、労使各側のご意見をお伺いしたいと思います。

また、第2回運営小委員会では地域別最低賃金額と特定産業別最低賃金額が近接している百貨店総合スーパーマーケット産業に明るい方もオブザーバーとして招致申し上げてご意見をお伺いしたいと思います。各側委員ともよろしいでしょうか。

【各側委員】

異議なし。

【栗田会長】

ありがとうございます。既に指名させていただいております運営小委員会の委員の方にはどうぞよろしくお願いいたします。事務局は準備を進めてください。

それでは次の議題に移ります。(2) その他でございますが、令和6年度石川地方最低賃金審議会開催状況ほかについて事務局から説明をしてください。

【事務局】 補佐

それでは資料の10ページをご覧ください。こちらは令和6年度におけます石川地方最低賃金審議会の開催状況という表になってございます。審議会と申しましても本審でありますとか、石川県最低賃金専門部会でございますとか、必要性ありとなりました特定最低賃金の専門部会でございますが、これらの開催した日程、審議の事項についてまとめたものでございます。本審につきましては7月11日に石川県特定最低賃金の改正についての諮問を主題としまして開催をさせていただきました。7月31日には中央最低賃金審議会から示されました目安一律全国50円でございますけれども、こちらを皆様にご伝達させていただく本審を開催させていただきました。下の方の石川県最低賃金専門部会でございますけれども目安の伝達が終わりました7月31日から1回目、8月2日に2回目、8月7日に3回目、8月8日に4回目と、例年4回のところでございますけれども、今年度は議論が深まりまして、5回目ということで、8月9日に石川県最低賃金専門部会の開催をさせていただいております。

また上の方へ戻りまして、この8月9日でございますが石川県最低賃金専門部会から報告をいただきました内容について、本審におきまして、石川県最低賃金の改正決定についてのご答申をいただいておりますというところでございます。その答申内容について異議の申出がございましたので、8月27日には異議申出に関わる審議ということで、本審を開催をしながら専門部会報告書の通りでよろしいという決定、答申となり、県最賃の方の審議は1段落というか終わったというところでございます。そのまま特定最低賃金の必要性の審議が8月27日に続いて行われまして、右の方に移ります。必要性ありとなりました特定最低賃金専門部会について、一般機械と自動車、こちらについては合同の専門部会を開催しまして、10月7日、1回目の審議において、結審になったということでございます。電気機械の部会につきましては、10月9日、18日、28日と、2回を基本とするところ、3回目の予備日にもご審議をいただきまして、結審に至っております。百貨店部会も同じく3回目まで予備日を使つての審議が行われまして、10月28日に結審に至ったというところでございます。

こちらは6年度の開催状況でございます。これを踏まえましてですね、次のページ11ページでございます。こちらでございますが、次年度令和7年度におきます、石川地方最低賃金審議会などの開催の計画の概案でございます。

まだ日が確定したものではありません。こういう日程感を持って事務局として、計画をしていきたいというあくまでもまだ未定の案でございます。簡単にご説明しますと、7月の8日、今年の7月8日に石川県最低賃金改正に係る諮問をさせていただけるとすれば、7月8日頃になるだろうなということで予定を計画というか見込んでございます。その予備日でございますが、9日にもちたいというふうに考えてございます。

そして中央の方では目安の審議が行われまして、目安の伝達が例年7月の下旬頃に示される目安小委員会からの報告書が上がってくるというところで、皆様委員の方に目安の伝達の本審をさせていただけるとすれば、7月の30日ぐらいになるのかなという日程で考えておりますが、この目安の中央からの報告が出る日でございますが、例年流動することがございまして、7月30日に突然間に合わない、もっと遅れる可能性もありますし、その前になる可能性ももちろんありますが、中央の目安審議が終わらないことには伝達のしようがございませんので、この日程は後ろ倒しになる可能性は十分にあるということでございますが、今事務局としてはこういうふうな日程感で考えてございます。その目安伝達の会議は7月の31日にも予備日として持っておりますが、ここでできれば今年並みのスケジュールでいけるんですけども、遅くなれば遅れてくることもあるんだろうなということでございます。伝達をさせていただいたあと県最賃の専門部会、こちらを開催する日程感でございますが、仮に、10月1日を県最賃改正になった際の発効日とするのでございましてというところで日程を作っておりますが、なかなかタイトなスケジュールカレンダーになってございまして、31日に1回目の専門部会、翌日に2回目で土日を挟んで、さらに4日月曜日に3回目、5日火曜日にもう連日4回の専門部会を開催して初めて、10月1日の発効に間に合う日程感、これは官報への公示期間等もございまして、10月1日とするには、8月5日に結審しないと発効日に間に合わないということでございまして、こういう日程感で準備等考えとるところでございますが、目安の伝達が遅れることもございまして、専門部会での議論が深まりまして、ご審議いただく回数が増えるとか日程がさらに後ろ倒しになってしまったりということも想像をしまして、8月の6日、7日、8日の三日間にも専門部会の開催ができる予備日として、会場等の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。9日10日と土日を含みますと、

翌週 8 月 12 日、いわゆる旧盆の週に入ってしまうというところで、なかなかタイトなスケジュール感が令和 7 年度予定されてるというところがございます。あくまでも今申し上げました日程感は概案でございますので、中央からの目安の伝達、そして審議の行方、議論の深まり、これによりまして、日程は変更になる可能性が十分ありますので、例年通り皆様の方に改めて来月以降に日程調整をさせていただければなというふうに考えておりますので、日程はあくまで日程感として見ていただければよろしいんですが、こういうふうな流れになっておりますので、委員になられる皆様には日程の確保、計画等にご留意いただければなというところで、なかなかタイトなスケジュール感をご認識いただくために、今回資料として配布をさせていただいております。8 月 21 日からは県最賃への異議のお申し出があった際の異議審でありますとか、その後 8 月 26 日には特定最低賃金の諮問でございますとか、必要性審議でございますとか、10 月には特定最低賃金専門部会が開催されるとすれば、専門部会の開催が 10 月中にございまして、10 月の 30 日という日程でございますけども、例年通りの 12 月 31 日、こちらに特定最低賃金を発効させるように法的手続き公示等の手続きをするとすれば、10 月 30 日がタイムリミット、これ以降になると発効日が 1 月になってしまうと、こちらもなかなかタイトなスケジュールに 7 年度のカレンダーはなっております。なので、特定最低賃金が専門部会結審をせず本審をするとすれば、10 月 30 日までにしないと、12 月 31 日法定発効に間に合わない、それ以降になってしまうと、翌年へ発効日がずれ込んでしまいますよという日程をご案内させていただいております。

そして、その特定最低賃金にもし、異議申出があった際の異議審は 11 月 17 日、当然答申日より日が変わることがございますし、来年度における今回の特定最低賃金の意向確認を予定するとすれば、3 月の 18 日頃になるんだろうなということでございます。こちらまた改めて日程調整をさせていただければというふうにお示しをしていますので、皆様ご理解いただければと思います。

【栗田会長】 ここまでの事務局からの説明について何かご意見ございますか。
あと広報活動の方は。

【事務局】補佐 はい続きまして、資料の 12 ページからご説明させていただきます。令和 6 年度最低賃金の周知広報活動状況ということで、資料を作らせていただいております。今年度の県最賃の答申にも盛り込まれてございますが、当然最低賃金の周知、そして支援策の周知ということで、事務局労働局取り組んでまいり

ました。その結果のご報告としての資料でございます。まず13ページ番目でございますが、県最賃、特定最低賃金について、広報誌等への関係自治体やいろいろな関係団体への掲載依頼について広報してまいりました。ポスターやリーフレットを作成いたしまして、最低賃金額の周知に努めてまいりました。その結果の数値でございますけども、石川県最低賃金についての広報誌への掲載、こちらにつきましては石川県内の自治体、県市町でございますけども、こちらの広報誌、またはホームページへの掲載、周知の率は100%というふうになってございます。あと関係団体の方にも配布させていただいておりますし、新聞やラジオ・テレビの方でも広報いただいているというふうな結果でございます。新聞は地方北國新聞、中日新聞のみならず、中央紙の方にも最賃広報周知記事を掲載いただいたという結果でございます。

2項目目14ページでございます。最低賃金改正の広報周知活動ということで取り組んだ内容をいくつかご紹介をさせていただきますと、資料にございます通り、有名なタレントさんの掲載された最低賃金額周知ポスターを配布掲示させていただきつつ、特定最低賃金が全て改正金額が出揃った時にはですね、石川県内の最低賃金ということでリーフレットを作成しまして、関係団体等に配布をさせていただいております。また金沢駅西合同庁舎は税務署のある関係でたくさんの来庁者がいらっしゃいますので、そちらの正面の方に広報用立て看板を設置しながら、また労働局から発信する文書には最低賃金額をゴム印で表示しながら、封筒を使って案内を発送する。また職員間や来庁者へ最低賃金額について正確にお伝えできるよう伝言のメモ用紙なども作成しています。対外的にはですね、下の方でございますように、県内の各報道機関に対して、県最賃の諮問答申官報公示等につきましてプレスリリース、同様に、特定最低賃金の改正のおりにも同じようにプレスリリース、この時には支援策の活用、助成金の活用についても合わせて周知してきてございます。また労働局長が、関係労使団体を訪問しまして、直接周知の要請をさせていただいたりですね、労働団体の方で企画いただきました最低賃金の周知キャンペーンの方に労働局職員も参加させていただきながら、駅前の方でいわゆる該当宣言行動をお手伝いさせていただいたというふうなことでございます。

15ページに移ります。最低賃金額の周知のみならず、最低賃金引き上げのための支援策、こちらの周知にも力を入れて実施してまいりました。石川労働局長、そして最低賃金審議会長が合わせてですね。石川県知事の方へ訪問させていただきまして、最低賃金の改正についてご報告しつつ、支援策についての要請をさせていただきました。

結果、県の方からは業務改善助成金の上乗せ奨励金について予算措置が補正予算として計上されておるといところでございます。合わせて労働局長が厚生労働本省の方にも直接赴きまして、中小小規模事業者への支援や、賃上げできる環境整備について、国としても対策を求めるといふうな要請書を提出してございます。右の方を見ますと、石川県社会保険労務士会と使用者団体に対して支援策について有効に活用をされてくださいといふうに周知要請の活動を実施してございます。

下段の方に参りますとこの周知に当たりまして、各種のリーフレット、今年は特にですね業務改善助成金、従来から強くアピールしておる助成金制度で引上げ支援策でございますが、これに労働局として同じくキャリアアップ助成金の賃金改定コースとを合わせてリーフレット上に盛り込みまして、同時に周知を図ってきたということでございます。

また地震の影響を受けた事業者の方には、せっかく地震でこういったものを再建するというか、入れ替えるというか、変える時には少しでもその生産性が上がるようなものに入れ替えて導入されてください。その時には業務改善助成金も使えますよといふうなことの視点でのリーフレットも作成して配布してございます。また、厚生労働省に限らず、中小企業庁等の関係省庁がもうけている助成制度補助金制度についてのリーフレットも作成し、配布をしてございます。

そして先月でございますが石川版の政労使会議というものが開催されまして、共同宣言として、引き上げ支援そして環境整備ということでの政労使の共同宣言がまとめられたという結果でございました。

【栗田会長】

はい、ありがとうございます。ここまでの報告につきまして、何かご質問などはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、来年度、7年度のスケジュールですけれども昨年同様、非常にタイトなスケジュールになっているということはよく分かりましたので、特に専門部会委員の皆様には7月の終わりから8月の前半、そしてまあ10月中ですよね。その期間についてはできるだけ事務局の方が日程調整しやすいように柔軟に調整対応できるようにぜひとも配慮をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

はい、そうしましたら、予定していた審議は終わりましたけれど、なにかございますか、よろしいでしょうか。

労働者側よろしいでしょうか。使用者側よろしいでしょうか。

以上で、本日の審議については終了ということでございます。皆様、お疲れ様でした。